

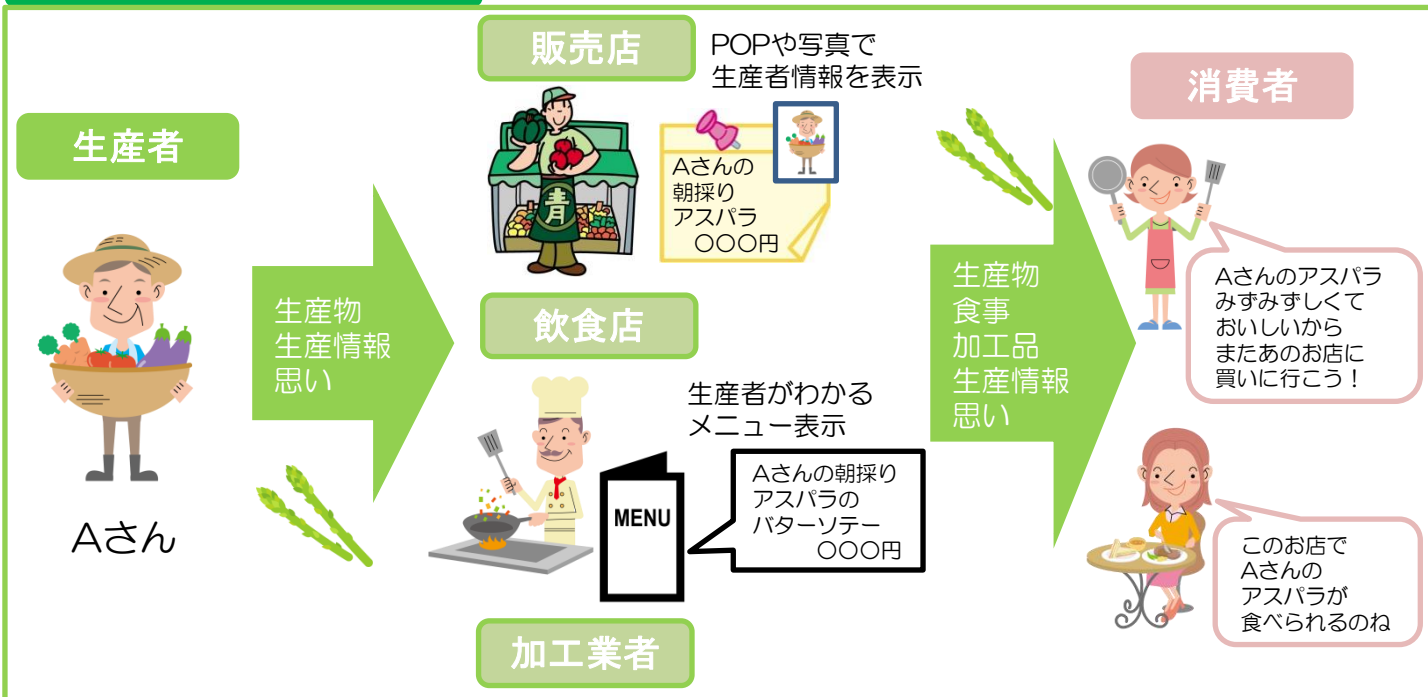
北上市「食のつながり」認証制度

～生産者と消費者が食を通じてつながることを認証します～
つながる取組みをしている方を募集します

生産者がこだわり・思いを伝え、そのこだわり・思いが、消費者までつながる取組みを「食のつながり」として認証することにより、北上産品の信頼性を高めていきます。また、北上産品を提供する販売店、飲食店及び加工業者が増えていくことにより、消費者が食べる機会も増え、魅力の発見や共感につながっていきます。

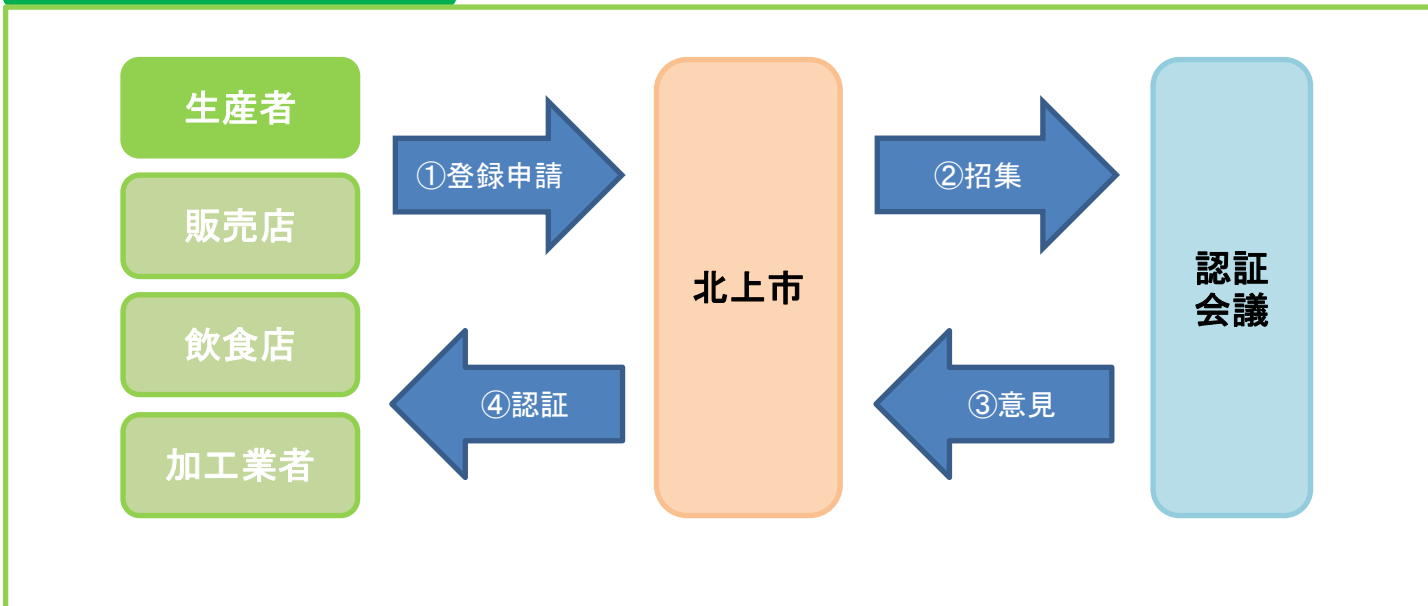
「つながる」ことに取り組んでいる生産者、販売店、飲食店及び加工業者を認証する制度です。

食のつながりのイメージ



生産者の生産情報、こだわり、思い等が、消費者までつながる取組みを「食のつながり」として認証するものです。

申請から認証の流れ



認証とは

申請型での登録方法とし、「食のつながり」に該当するかを審査し、基準を満たしている生産者、販売店、飲食店及び加工業者を登録し情報発信します。単に登録を認めるだけではなく、積極的に情報発信することで市内外へのPR効果を生み出そうとするものです。

認証を受けると

- ① 認証者が取組んでいる「つながる」内容についてホームページなどで紹介いたします。
- ② 認証を受けた生産者、販売店、飲食店及び加工業者は、認証ロゴマークを使用した営業ができます。
- ③ 認証を受けた生産者、販売店及び加工業者は、農産物や加工品に認証ロゴマークを表示して販売できます。

認証基準

生産者、販売店、飲食店及び加工業者それぞれを認証の対象とし、過去1年間でそれぞれの基準のいずれかに該当する「つながる」取組みを実施している場合は、認証します。

1 生産者

- ・年30日以上、販売店・飲食店・加工業者へ農産物を提供し、かつ店頭紹介のための生産者情報も提供している。
- ・年3回以上、販売店・飲食店・加工業者と連携し食イベントを実施している。
- ・年3回以上、農業体験又はグリーンツーリズムの受入を実施している。
- ・年3回以上、WEB等で生産情報やこだわりを発信している。

2 販売店

- ・年間30日以上、北上産の農産物及びその加工品を販売し、その生産者情報を提供している。
- ・年3回以上、北上産の農産物の生産者と連携して食イベントを実施している。

3 飲食店

- ・年間30日以上、北上産の農産物及びその加工品を使用し、その生産者情報がわかるメニューを提供している。
- ・年3回以上、北上産の農産物の生産者と連携して食イベントを実施している。

4 加工業者

- ・年間30日以上、北上産の農産物を加工し、その生産者情報がわかる加工品を提供している。
- ・年3回以上、北上産の農産物の生産者と連携して食イベントを実施している。

受付期限

第17回受付期限 令和6年7月8日（月）まで

申請方法及び認証方法

- ①登録申請書等を直接、農林企画課へ提出してください。
- ②要領及び登録申請書は、市役所本庁舎3階の農林企画課で配布します。市HPからもダウンロードできます。
- ③認証者の決定は、認証会議の意見を聴き、北上市が決定します。
- ④詳しくは、北上市「食のつながり」認証制度実施要領を御確認ください。

お問合せ先

北上市農林部農林企画課 農林企画係
(所在地) 〒024-8501 北上市芳町1番1号 北上市役所本庁舎3階
(電話番号) 0197-72-8235 (ダイヤルイン)
(メール) nouki@city.kitakami.iwate.jp